

令和3年2月19日付け通知「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」について、日本人学校及び私立在外教育施設に対して留意事項と併せお伝えするものです。

2 文科教第 9 2 8 号

令和 3 年 2 月 2 4 日

各日本人学校運営委員会委員長
各日本人学校長
各私立在外教育施設運営委員会委員長
各私立在外教育施設学校長
殿

文部科学省総合教育政策局長

義本博司

(公印省略)

感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）

各校とも新型コロナウイルス感染症による影響が継続する中、学校運営に御尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

今般、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日中央教育審議会）や「当面の規制改革の実施事項」（令和2年12月22日規制改革推進会議）等を踏まえ、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）、全日制・定時制課程の高等学校、特別支援学校（幼稚部を除く。）において、非常時（学校保健安全法第19条による出席停止や第20条による臨時休業の対象になっている感染症の予防のため又は学校教育法施行規則第63条に規定する非常変災その他急迫の事情によるものをいう。）に臨時休業又は出席停止等（非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合を含む。）により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について別添のとおりとりまとめ、国内の関係機関に通知したところです。

各日本人学校及び私立在外教育施設（以下「各日本人学校等」という。）においても、非常時に臨時休業又は出席停止等により児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合における学習の機会の確保の重要性に鑑み、日本国大使館・総領事館等、現地の行政機関等の関係機関の情報等や別添通知の内容を踏まえつつ、平常時からの準備や当該児童生徒に対する学習指導を行っていただくようお願いします。

また、別添通知中「2.（3）指導要録上の取扱い」においては、非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して行うオンラインを活用した授業等の記録について、指導要録の「指導に関する記録」の別記として作成することなどを求めているところですが、各日本人学校等に対しては、これに関連するものとして、先般、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた日本人学校等における教育の実施状況の記録について（通知）」（令和2年10月20日付け2文科教第553号文部科学省総合教育政策局長通知）（以下「令和2年10月20日付け通知」という。）において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により日本人学校等が置かれている状況及びその教育の実施状況に関し記録するための書類（以下「状況記録書類」という。）の様式例や記録にあたっての留意事項をお示していることから、両者の取扱いの関係について、下記のとおり整理いたしました。各日本人学校等においては、これも踏まえた上で対応をお願いします。

記

- 別添通知に基づく指導要録上の取扱いは、令和3年4月1日からこれによることとし、令和3年4月1日をもって令和2年10月20日付け通知は廃止すること。その際、令和2年度中の教育活動を記録するものとして、各日本人学校等において令和2年10月20日付け通知で示している様式例を踏まえ状況記録書類を作成・使用することは、引き続き可能であるが、各日本人学校等の判断により令和3年4月1日より前に別添通知で示している参考様式を活用することも妨げられないこと。
- 令和2年10月20日付け通知において、状況記録書類を作成するかどうかについては、各日本人学校等が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえた各学校の状況等に鑑み判断するものとしていたが、令和3年4月1日以降においては、各日本人学校等において、感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、別添通知の別紙1から別紙4までに示す記載することが適切な事項に留意しながら、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について、各児童生徒に対して学年ごとに作成するものとする。

- ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
 - ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）
- 別添通知で示している参考様式については、参考として示しているものであることから、各日本人学校等の実態等を踏まえ変更いただくこと（例えば、記載欄を拡大することやオンラインを活用して実施した特例の授業の実施内容を記載いただくこと）が可能であること。
- 令和2年10月20日付け通知において示した高等学校入学者選抜等における令和4年度の取扱いについては、改めて通知する予定であること。

以上

【本件連絡先】

総合教育政策局国際教育課 磯谷、大林

TEL:03-5253-4111（内線:3279）

E-mail: kyokoku@mext.go.jp